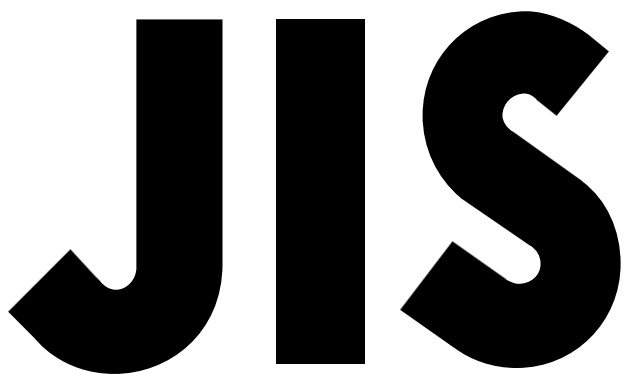




ビル用インターホンシステム－第 1-1 部： システム要求事項－一般事項

JIS C 62820-1-1 : 2022

(JIIA/JSA)

令和 4 年 2 月 21 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	大 隅 慶 明	一般社団法人日本電機工業会
	岡 本 正 英	株式会社日立製作所
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	田 中 博 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	林 泰 弘	早稲田大学
	平 田 真 幸	IEC/CAB オルタネート (富士フイルムビジネスイノ ベーション株式会社)
	平 本 俊 郎	東京大学
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.2.21

官 報 掲 載 日：令和 4.2.21

原 案 作 成 者：一般社団法人インターホン工業会

(〒141-0032 東京都品川区大崎 3-1-5 ルミネ五反田第 2 TEL 03-3492-0719)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語, 定義及び略語	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 略語	5
4 機能要求事項	6
4.1 基本的な機能要求事項	6
4.2 追加機能	7
5 性能要求事項	7
5.1 音響特性	7
5.2 映像特性	11
5.3 環境適合性要求事項	12
5.4 安全性要求事項	13
5.5 故障状態時の追加の保護	13
5.6 電磁両立性要求事項	14
5.7 表示及び機械的構造要求事項	15
6 試験方法	16
6.1 試験条件	16
6.2 機能試験	17
6.3 音響特性試験	17
6.4 映像特性試験	17
6.5 環境適合性試験	17
6.6 安全性試験	18
6.7 故障状態時の保護試験	18
6.8 電磁両立性試験	18
6.9 表示及び機械的構造の試験	18
7 添付文書	20
附属書 A (規定) 音響特性試験	21
附属書 B (規定) 映像特性試験	32
附属書 C (参考) タイプ A, タイプ B 及びタイプ C の要求事項の相違点	38
附属書 D (参考) 安全性要求事項に対応する JIS C 6065:2016 又は JIS C 6950-1:2016 の基準	40
参考文献	41
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	42
解 説	45

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人インターホン工業会（JIIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ビル用インターホンシステム— 第 1-1 部：システム要求事項—一般事項

Building intercom systems—Part 1-1: System requirements—General

序文

この規格は、2016 年に第 1 版として発行された **IEC 62820-1-1** を基とし、我が国のインターホン事情などを考慮し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、一般的なビルの入口に使用するビル用インターホンシステム（以下、システムという。）の構成、機能、性能及び試験方法に関する技術的要求事項について規定する。

この規格は、住宅用以外の一般的なビルの入口に使用するインターホンシステムに適用する。

この規格では、一般的なビル用インターホンシステムを要求事項に応じてタイプ A、タイプ B 及びタイプ C に分類している。それぞれのタイプについて、異なる機能、性能要求事項及び試験方法を規定している。

注記 1 各タイプにおける異なる要求事項の相違点を、**表 C.1** に示す。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 62820-1-1:2016, Building intercom systems—Part 1-1: System requirements—General (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920:2003 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

注記 1 対応国際規格における引用規格：**IEC 60529:1989+AMD1:1999+AMD2:2013**, Degrees of protection provided by enclosures (IP Code)

注記 2 対応国際規格における引用規格と JIS とでは技術的差異があるが、この規格での引用事項